市有財産売買仮契約書（例）

売主　伊勢崎市（以下「甲」という。）と買主＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買仮契約を締結する。

（信義則）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約）

第２条　この仮契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び伊勢崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年伊勢崎市条例第５０号）第３条の規定に基づき、伊勢崎市議会の議決をもって本契約とする。ただし、伊勢崎市議会の議決が得られないときは、この仮契約を無効とし、甲は一切の責を負わない。

（売買物件）

第３条　甲は、その所有する別紙「物件明細書」に掲げる市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

２　前項の売買物件は、登記簿に記載された面積を契約の基礎とし、これが実測面積と相違する場合であっても、甲及び乙は相互に相手方に対し売買代金の増減等、一切異議を申し出ず、何ら請求を行わない。

３　乙は、別紙の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　【落札金額及び消費税及び地方消費税相当額】円（本件土地価格金○○円、本件建物価格金○○円（うち消費税及び地方消費税額金○○円））とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、契約保証金とし金　契約金額の１０％以上　円を、甲の発行する納入通知書によりこの契約締結までに納付するものとする。

２　前項の契約保証金のうち、金　入札保証金額　円は入札保証金より充当するものとする。

３　第１項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

４　契約保証金は、第１９条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

５　甲は、この仮契約につき第２条に規定する伊勢崎市議会の議決を得られないときは、第１項の契約保証金を乙に返還するものとする。

（売買代金の支払い）

第６条　乙は、第４条の売買代金と前条第１項に定める契約保証金の差額（以下「差金」という。）を、甲の指定する期日までに納入しなければならない。

２　甲は、乙が前項に規定する差金を納付したときは、前条第１項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。

３　売買代金の納入期限の延期は、いかなる理由があろうとも認めない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第７条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

２　甲は、前項の規定により所有権を移転したときは、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第８条　甲は、売買物件の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく、当該物件をその所在する場所において現状のまま乙に引き渡すものとする。

（公租公課）

第９条　乙は、前条に規定する引渡し後におけるこの土地の一切の公租公課を負担する。

（危険負担）

第１０条　乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第１１条　乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から２年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（売買物件の特定用途への使用の禁止）

第１２条　乙は、売買物件の引渡しの時から、売買物件を以下の各号の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業、同条第１１項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第１３項に定める接客業務受託営業

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団及び同条第６号に定める暴力団員の活動のための用途

（３）破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条第１項各号に定める行為を行った団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

（４） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第２項に定める団体、その支部、分会その他の下部組織及びその構成員の活動のための用途

（５）公序良俗に反する用途

（６）前各号の用途に類する用途

（義務等の継承）

第１３条　乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は第三者のために売買物件に地上権、質権、使用貸借権、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定するときは、相手方である第三者（以下、「転得者等」）に第２条第３項に定める事項及び内容と前条に定める義務を転得者等に継承させなければならない。

２　乙は、転得者等に対し、転得者が別の第三者に売買物件の所有権を移転し、又は別の第三者のために売買物件に地上権、質権、使用貸借権、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定するときは、所有権移転等の相手方にも前項の義務を継承させることを義務付けなければならない。本項に定める義務についても同様とする。

（土地賃貸借契約の継承）

第１４条　甲及び乙は、この契約締結時点において、第３条に定める売買物件のうち三室町６２００番２において甲と賃借人との間で締結済みの土地賃貸借契約（別紙２「土地賃貸借契約書」のとおり。）が締結されていることを確認し、賃借人の使用権を保証するため、第７条に定める所有権移転と同時に、乙は甲より賃貸人の地位を継承する。

２　甲及び乙は、引渡し後速やかに、賃借人に対して賃貸人の地位の継承を通知する。

（実地調査等）

第１５条　甲は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務または資産の状況に関して質問し、実地に調査し、または参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

２　乙は、前項の規定に基づき、甲から報告又は資料の提出を求められたときは、その求

めに応じなければならない。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は入札参加資格を有しないことが判明したときは、この契約を解除することができる。

（返還金）

第１７条　甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合には、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利息を付さないものとする。

（違約金）

第１８条　乙は、甲が第１６条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は甲に対して売買代金の１００分の１０を違約金として甲の定めるところにより支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認められるときはこれを減免することができる。

２　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付が行われている場合、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当する。

３　違約金は、第１９条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しないものとする。

（損害賠償）

第１９条　乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより乙が甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第２０条　甲は、第１７条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第２０条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（原状回復義務）

第２１条　乙は、甲が第１６条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が適当と認め　たときは、現状のまま返還することができる。

（契約の費用）

第２２条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（相隣関係等への配慮）

第２３条　乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生

じないよう留意するものとする。

（管轄裁判所の合意）

第２４条　この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する前橋地方裁判所とする。

（疑義の決定）

第２５条　甲と乙は、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを決定する。

上記契約の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　　群馬県伊勢崎市今泉町二丁目４１０番地

氏　名　　伊勢崎市長　　臂　　泰　雄

乙　住　所

氏　名

物件明細書

物件番号	土地所在地	地目	公簿面積(㎡)	用途地域	
1	三室町6200番1	宅地	31,545.60	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (非線引都市計画区域)	
	三室町6200番2	宅地	212.31	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (非線引都市計画区域)	
	日乃出町702番1	宅地	30,749.02	準工業地域 特別業務地区(種別:第1種) (市街化区域)	
	建物所在地	種類		構造	床面積(㎡)
	三室町6200番地1 日乃出町702番地1	主たる建物	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建	1階 11,100.00 2階 149.69 3階 2,090.27 4階 309.90
		符号1	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 800.10 2階 46.60
		符号2	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	538.75
		符号3	倉庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
		符号4	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	354.51
		符号5	冷蔵倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	141.12
		符号6	冷蔵倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	163.59
		符号7	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	75.00
		符号8	守衛所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	21.00
		符号9	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	46.53
		符号10	便所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	19.98
		符号11	便所	コンクリートブロック造陸屋根平家建	19.98

別紙

・対象の土地について地下埋設物調査を実施しましたが、別紙2の調査結果以外に、掘削範囲外、深度外に地下埋設物がある可能性があります。地下埋設物調査の結果は売払い価格に反映しているため、本物件は地下埋設物（甲による令和5年度地下埋設物調査以深のもの、調査地点以外のものを含む）を理由とした契約不適合責任を一切負いません。また、地下埋設物調査を行ったことから、調査前の地耐力を確保していません。地下埋設物調査時に採取した土壌の成分分析を行いましたが、土壌汚染対策法に掲げられている特定有害物質は基準値以下、または不検出でした。しかし、不動産鑑定に際して鑑定士が依頼したエンジニアリングレポートによると、南側植栽部において廃棄物の残存の可能性があるので、それに起因した土壌汚染の可能性を否定できないとの結果でした。土地全体に対する土壌汚染調査及び地盤調査は行っていません。調査が必要な場合は所有権移転登記後に乙の自己負担により行ってください。また、売払い物件の地表物及び地下に埋設物等があった場合の撤去及び処分についても、乙が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。

・電気変圧器のPCB含有物調査を実施したところ、屋外東側キュービクル内の変圧器1台、主たる建物3階電気室内にある7台の変圧器が低濃度PCB含有機器であることが判明しました。電気回路内に存在していることから建物と一体で買受者に引き継ぐことになるため、電気回路から取り外す際は乙が法令に従い適切に廃棄処理してください。なお、経済産業省へのポリ塩化ビフェニル含有物電気工作物設置等届出書は提出済みです。

・三室町6200番2の土地については、甲と株式会社NTTドコモとの間で、土地賃貸借契約が締結されており、移動通信用基地局が設置されています。乙は対象不動産を取得後、賃貸人の地位を承継し、その後も賃貸借の維持に務めることとします。

・既存の給水管が敷地内に3本引き込まれておりますが、新たに利用開始するにあたり、現在は1敷地1本の引き込みが原則である為、土地の南西側に埋設されている50ミリの給水管および北側に埋設されている75ミリの給水管については、既存建物の使用形態を問わず、乙が買い受け後すみやかに分水止め工事をすることを条件とします。また、北東側に埋設されている50ミリ給水管を使用するには、口径を変更しないこと、加入金を納付すること、宅地内側の給水管、止水栓、メーターボックスなどの給水装置の材料・設置位置等を給水装置工事施工基準に適合させることを条件に給水が可能です。上記条件を満たさない場合にはこの北東側に埋設されている50ミリ給水管も分水止め工事を行い、別途、新規給水手続きをしてください。乙は必ず上下水道局上水道整備課へ事前相談をしてください。なお、その他水道管等が埋設されている可能性がありますが、調査は行っていません。また、敷地内の水道管の一部が破損し漏水する可能性がありますが、破損個所等の特定は行っていません。

・立木の伐採、雑草の草刈り、切株の除去、建物・建物附属設備・防火水槽・フェンス・囲壁・擁壁・井戸・地上・地下・工作物の補修、撤去などの負担及び調整は、売却敷地内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、甲は一切行わないこととします。また、越境物に関して、甲は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておらず、隣接土地所有者等との協議や電柱等の移設などについては、全て乙において行っていただきます。なお、本物件の引き渡し後、本物件との境界（南側三室西公園駐車場部分を除く）は全て道路管理用地となるため、本物件の外周を囲っているフェンス（基礎等を含む）の一部が道路側へ越境している状況となります。そのため、道路管理者と協議し、道路管理に支障のないよう乙の自己負担によりすみやかに越境状態を解消していただきます。

・本物件内外の建物及び工作物、供給設備の補修・移設・撤去・再築造、隣接地権者との協議その他本物件の現況に関する事項については、乙が自己負担により行ってください。

・本物件は公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって面積に差異があっても売買代金の清算はいたしません。

三室西公園運動場造成工事に伴う
地下埋設物の状況

位置図

N
旧公設地方卸売市場
三室西公園駐車場
三室西公園

縮尺　1：2500

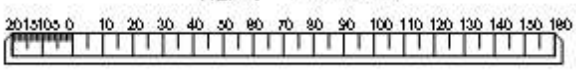
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 160

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
ビニール系
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
発泡スチロール
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土

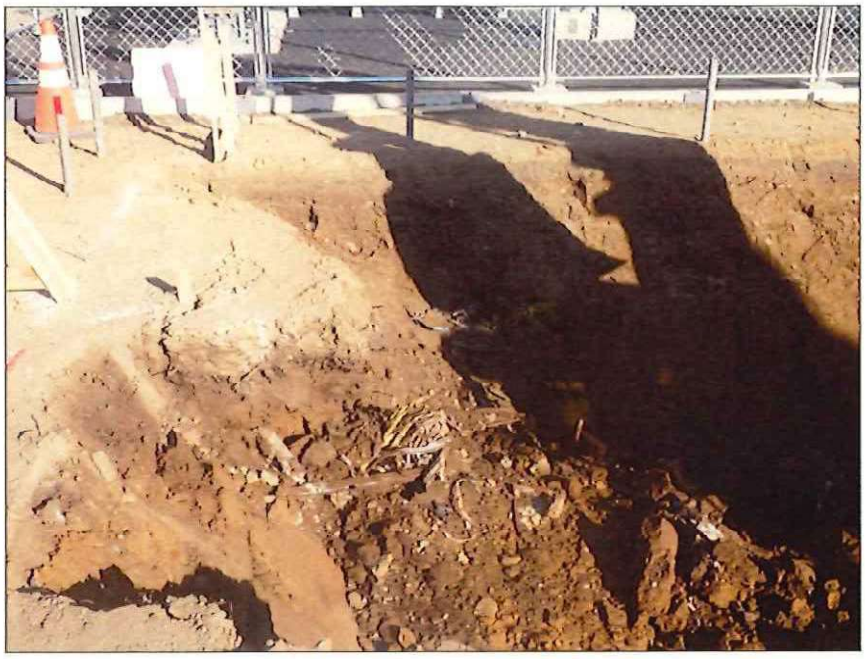

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
廃プラ・ビニール系・鉄くず
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：清水監督職員
コンガラ・鉄くず・プラスチック
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ・ヒューム管
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
コンガラ撤去仮置き状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

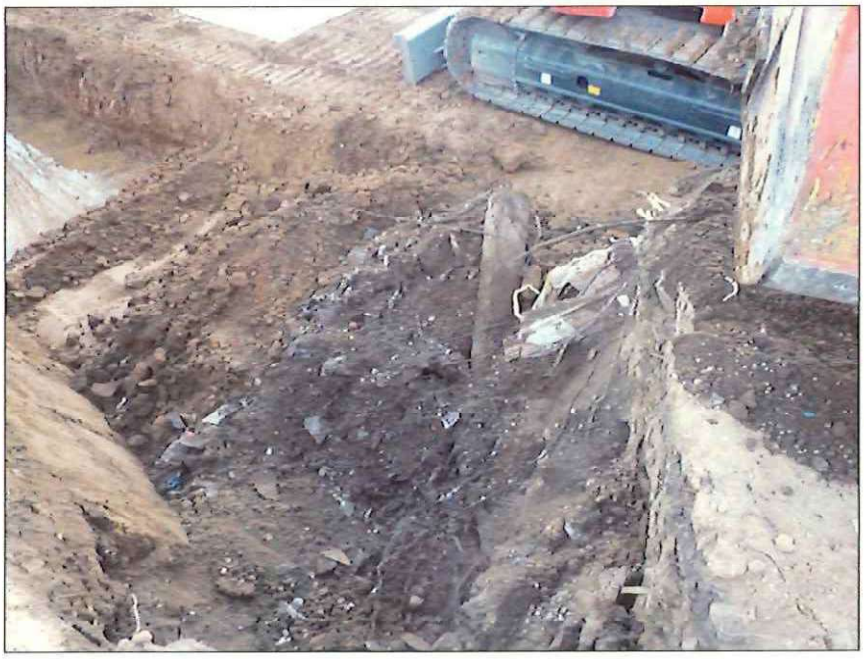

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
プラスチック・鉄くず・成形板・プラスターボード等
地中障害物出土

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

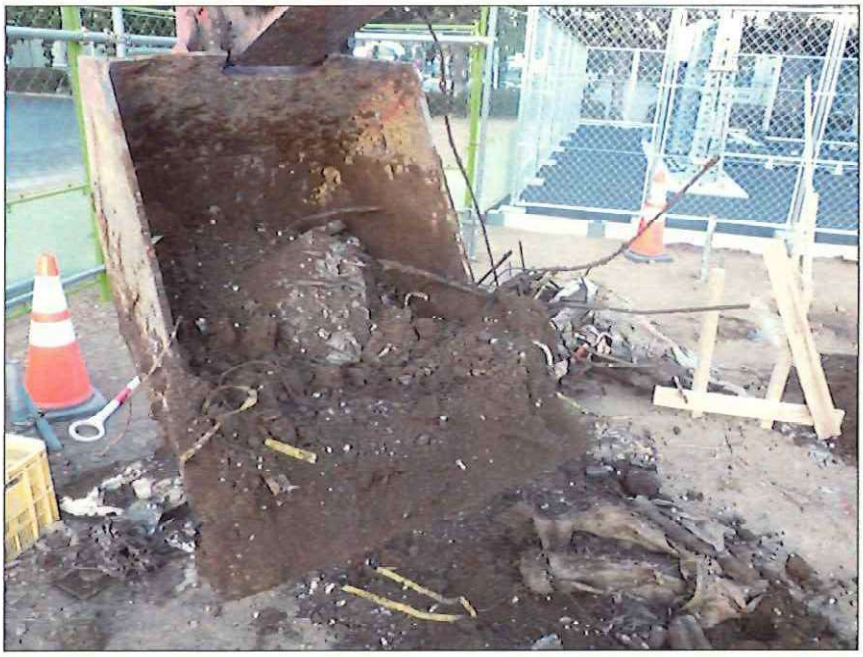

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
鉄くず拾い出し状況
現場打ちコンクリート砕石敷均し・転圧状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
地中障害物状況

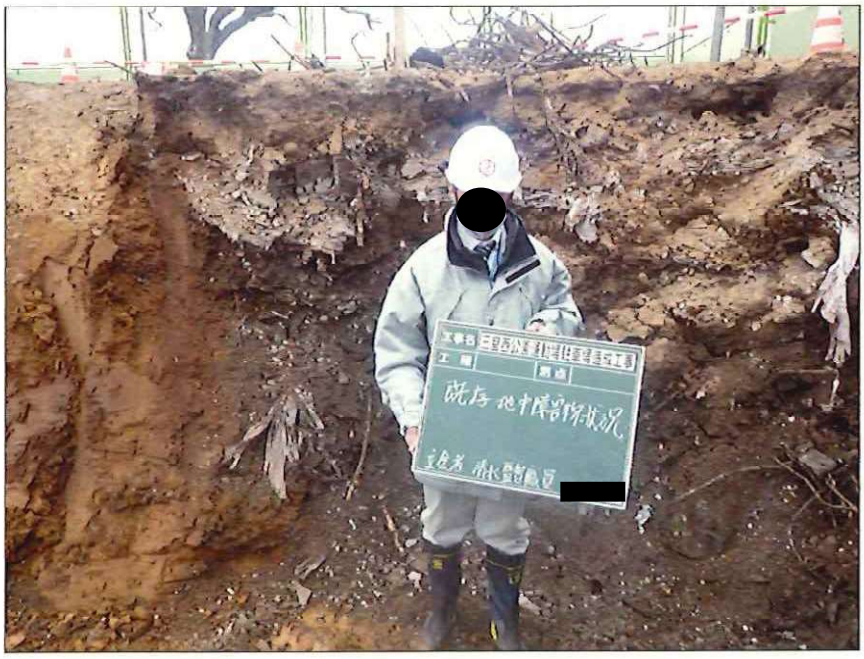

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
立会者：[redacted]
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード・成形板他
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況

道路土工
掘削工
掘削
石綿含有産業廃棄物
石膏ボード
地中障害物状況

地下埋設物調査結果

掘削箇所

249,499
75,000
229,436
250,954
N
⑪ 植栽部
⑫ 駐車場部
① アスファルト舗装 t = 50
② アスファルト舗装 t = 50
③ アスファルト舗装 t = 50
④ アスファルト舗装 t = 50
⑤ アスファルト舗装 t = 50
⑥ アスファルト舗装 t = 50
⑦ アスファルト舗装 t = 50
⑧ アスファルト舗装 t = 50
⑨ アスファルト舗装 t = 50
⑩ アスファルト舗装 t = 50
⑱ 1M*1M
ボーリング調査
コンクリート舗装 t = 180
(ワイヤメッシュ φ6*150*150)
⑰ 1M*1M
ボーリング調査
アスファルト舗装 t = 50
⑲ 1M*1M
ボーリング調査
コンクリート舗装 t = 180
(ワイヤメッシュ φ6*150*150)
⑯ 植栽部
⑮ 植栽部
⑭ 植栽部
⑬ 植栽部
⑳
㉑

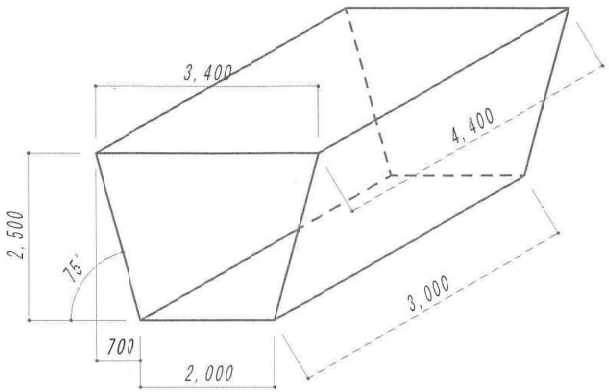
3,400
4,400
2,500
75°
3,000
700
2,000

掘削調査形状

調査結果

伊勢崎市日乃出町702番について、調査の結果、以下通り埋設物が確認されたことを報告いたします。

a）　埋設物の分布状況及び主な埋設物の種類

調査番号	調査深度	埋設物の種類	備　考
⑭－D－1	（深度0.0m～0.5m）	コンクリート殻を確認	（表1-1のとおり）
⑭－E－3	（深度1.0m～1.5m）	コンクリート殻を確認	（表1-1のとおり）
⑭－F－3	（深度1.0m～1.5m）	コンクリート殻を確認	（表1-1のとおり）
⑭－F－4	（深度1.5m～2.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-1のとおり）
⑮-C-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-2のとおり）
⑮-A-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-2のとおり）
⑮-B-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-2のとおり）
⑮-F-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-2のとおり）
⑯-B-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-3のとおり）
⑯-D-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-3のとおり）
⑯全区画-4	（深度2.0m～2.5m）	アスファルト殻を確認	（表1-3のとおり）
⑳-B,G	（深度0.5m～1.8m）	混合廃棄物ゴミ	（表1-4のとおり）
⑳-全区画	（深度0.5m～1.5m）	混合廃棄物ゴミ	（表1-5のとおり）
⑳-全区画	（深度0.5m～1.5m）	混合廃棄物ゴミ	（表1-6のとおり）
㉑-39,40-1	（深度0.0m～0.5m）	コンクリート殻を確認	（表1-7のとおり）
㉑-49-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-8のとおり）
㉑-49,50-2	（深度0.5m～1.0m）	コンクリート殻を確認	（表1-8のとおり）

表1-1　　調査結果一覧表

調査場所　日乃出町(旧市場場内)

調査番号　　⑭　　(植栽部)

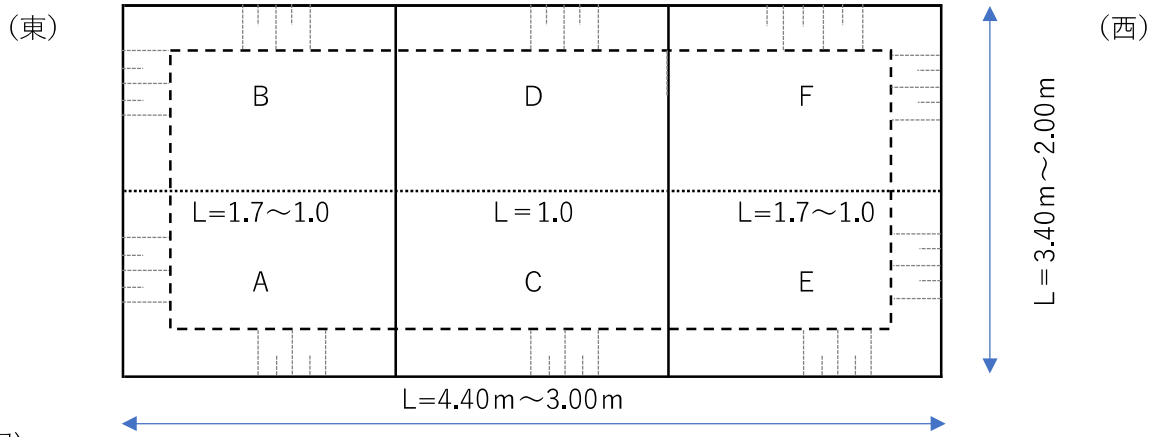

掘削　H=2500㎜　(t＝500㎜×5層)

深　度m	幅　員m	A	B	C	D	E	F						
1 0.0～0.5	1.7～1.56				● コンクリート殻								
2 0.5～1.0	1.56～1.42												
3 1.0～1.5	1.42～1.28					● コンクリート殻	● コンクリート殻						
4 1.5～2.0	1.28～1.14						● コンクリート殻						
5 2.0～2.5	1.14～1.00												

※　掘削深度1～3まで購入材の為、埋設物は無いものとし埋設物調査を深度4以降とする。

※「●」は、長辺0.15m以上の地下埋設物が確認されたことを表す。

※「○」は、長辺0.15m未満の地下埋設物が区画の約30%以上確認されたことを表す。

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016739.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016740.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		370 mm	
Co殻寸法[L]		370 mm	

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016741.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Do殻)
写真ファイル日本語名	R0016742.JPG

工種		地下埋設物調査	
写真タイトル		掘削調査	
撮影箇所		調査番号 14	
写真区分		施工状況写真	
種別		掘削調査(植栽部)	
受注者説明文		埋設位置 D-1(Co殻)	
写真ファイル日本語名		R0016743.JPG	
	設計値	実測値	差
Co殻寸法[t]		200 mm	

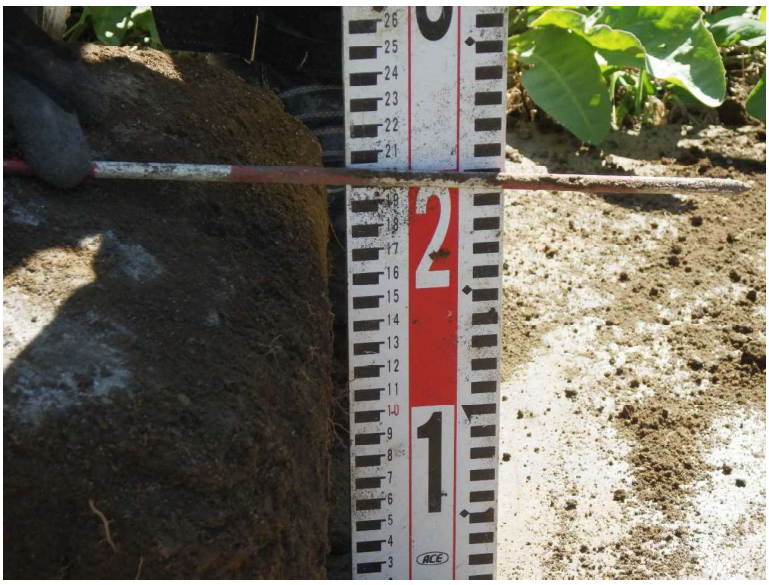

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 D-1(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016744.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016754.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016755.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		550 mm	
Co殻寸法[L]		350 mm	

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016756.JPG

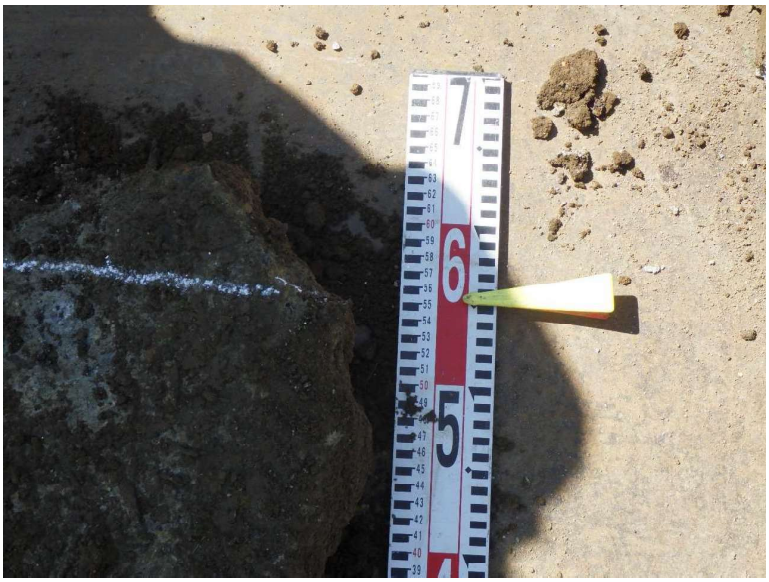

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016757.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016758.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 E-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016759.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[t]		105 mm	

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016760.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016761.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		550 mm	
Co殻寸法[L]		350 mm	

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016760.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016761.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		550 mm	
Co殻寸法[L]		350 mm	

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016762.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016763.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016764.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016765.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[t]		200 mm	

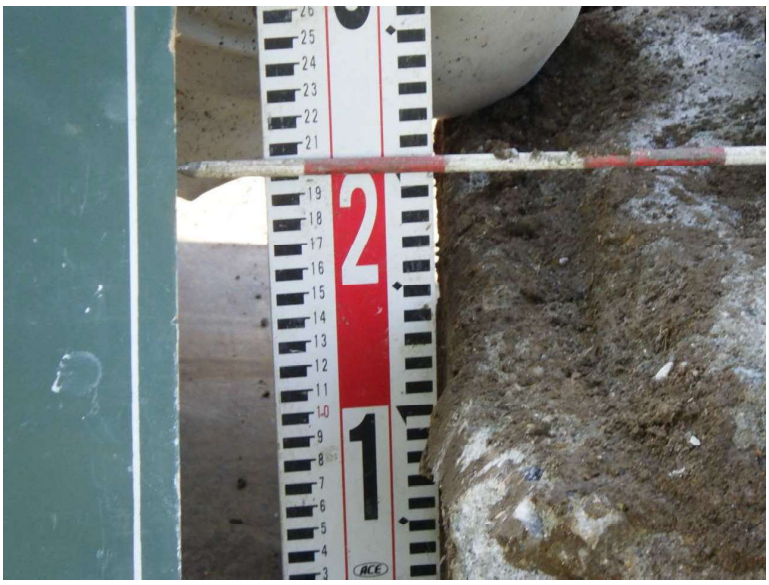

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-3(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016766.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-4(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016773.JPG

工種	地下埋設物調査
写真タイトル	掘削調査
撮影箇所	調査番号 14
写真区分	施工状況写真
種別	掘削調査(植栽部)
受注者説明文	埋設位置 F-4(Co殻)
写真ファイル日本語名	R0016774.JPG

	設計値	実測値	差
Co殻寸法[W]		400 mm	
Co殻寸法[L]		310 mm	